

**(時効)援用権の喪失 H17-04-4 ≪#359≫**

**【問】 正誤をつけよ。**

AのDに対する債権について、Dが消滅時効の完成後にAに対して債務を承認した場合には、Dが時効完成の事実を知らなかったとしても、Dは完成した消滅時効を援用することはできない。

**【答え】 正しい**

**≪ポイント≫ 援用権の喪失**

**消滅時効が完成した後に債務を承認した債務者は、承認した時点において時効完成の事実を知らなくても、信義則上消滅時効を援用できない。**（最大判昭 41.4.20）

**(参考) 「承認」にあたる場合**

- ・債務の一部を弁済した
- ・利息の一部を支払った
- ・弁済の猶予を懇請した
- ・債権譲渡について「承諾」をした